

相談ごと

◆行政相談

時 2月9日(金) 午後1時30分～3時30分
 所 千代川公民館 1階 小会議室
 時 2月23日(金) 午後1時30分～3時30分
 所 下妻公民館 1階 和室
 問 秘書課 ☎43-2112 FAX 43-1960

◆人権相談

時 2月23日(金) 午後1時30分～3時30分
 所 下妻公民館 2階 小会議室
 問 福祉課 人権推進室
 ☎43-8246 FAX 43-6750

◆こころの健康相談

時 2月7日(水) 午後1時～4時(予約制)
 所 市役所第二庁舎 3階 小会議室
 問 福祉課 ☎43-8352 FAX 43-6750

◆消費生活相談

時 月・火・木・金曜日(毎週)
 午前9時～正午 午後1時～4時30分
 日曜日(2月25日) 午前9時～正午
 所 下妻市消費生活センター(千代川庁舎内)
 問 下妻市消費生活センター
 ☎44-8632 FAX 44-9370

◆納税相談

・夜間納税相談
 時 2月1日(木) 午後5時30分～7時30分
 ・休日納税相談
 時 2月25日(日) 午前8時30分～午後5時
 所 市役所本庁舎 1階 収納課
 問 収納課 ☎43-8274 FAX 44-9411

◆法律相談

時 2月13日(火)・20日(火)・27日(火)
 午後1時30分～3時30分 ※事前予約必要(当日不可)
 所 下妻公民館 2階 学習室
 問 下妻市社会福祉協議会
 ☎44-0142 FAX 44-0559

人口と世帯 1月1日現在の常住人口 ()=前月比

人口	42,794人	(+18)
男	21,459人	(+35)
女	21,335人	(-17)
世帯数	15,542世帯	(+41)

☎ テレホンサービス

◆火災・災害のとき ☎0296-44-3111
 ◆市役所などの行事・催物 ☎0296-43-4000

f 下妻市公式Facebookページ



健康カレンダー Health Calendar 2月1日～2月28日

問 保健センター ☎43-1990 FAX 44-9744		
2/1 木	すくすく相談(予約制) 13:30～	小西
2 金	ぴよぴよ教室 10:00～10:30	小赤
	5 か月児健診(平29.8月生) 13:15～13:30	
3 土		夜 小西
4 日	在 古橋医院 ☎44-2792	夜 小西
5 月		小西
6 火	元気アップ教室 9:15～10:00	小西
7 水	パクパク離乳食教室(予約制) 10:00～10:15	小西
8 木	しもつまウォーク 9:30～10:00 砂沼サンビーチ玄関前	小西
9 金		小赤
10 土		夜 小西
11 日	在 とやまクリニック ☎30-5010	夜 小赤
12 月	在 三津山クリニック ☎48-9131	夜 小西
13 火		小古
14 水	ママサロン 13:30～15:30	小西
15 木	1歳6か月児健診(平28.7月生) 13:15～13:30	小西
16 金	3歳児健診(平26.11月生) 13:15～13:30	小赤
17 土		夜 小西
18 日	在 中岫産婦人科医院 ☎44-2438	夜 小友
19 月		小西
20 火	2歳児歯科健診(平27.12月生) 13:15～13:30	小西
21 水		小西
22 木	すくすく相談(予約制) 13:30～	小西
23 金		小赤
24 土		夜 小西
25 日	在 平間病院 ☎43-5100	夜 小西
26 月		小西
27 火		小西
28 水		小西

※場所の記載がないもの=下妻保健センター

在 休日在宅当番医 午前9時30分～午後4時

夜 夜間応急診療所 下妻保健センター内 ☎43-1990
 土・日・祝日(1月1日を除く): 午後7時～翌朝7時

小 小児救急当番医
 月・火・水・木・金・土曜日: 午後6時～午後11時
 日曜・祝日: 午前9時～午後4時

小児輪番病院は、入院治療を必要とする子供の救急医療を行っています。受診される際は、医療機関に必ず事前に電話でご相談ください。
 ・西…茨城西南医療センター病院(境町2190) ☎0280-87-8111
 ・友…友愛記念病院(古河市東牛谷707) ☎0280-97-3000
 ・赤…古河赤十字病院(古河市下山町1150) ☎0280-23-7111
 ・古…古河病院(古河市鴻巣1555) ☎0280-47-1010

茨城子ども救急電話相談
 毎日の夜間…午後6時30分～翌朝8時
 休日の昼間…午前8時～翌朝8時

休日=日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
 プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは、局番なしの#8000
 その他の電話からは☎029-254-9900

茨城県緊急医療情報コントロールセンター
 休日や夜間に救急対応している 年中無休/24時間
 小児科医療機関をお探しのとき ☎029-241-4199

広告募集

- 広報しもつま
 - 窓口用封筒
 - 市ホームページ
- に掲載する広告を募集します

市では、地域産業の振興を図るとともに、広告掲載料による自主財源の確保を目的として、「下妻市広告掲載取扱に関する要綱」を定め、広報しもつまや市ホームページなどに広告を掲載する事業者などを募集しています。

募集内容(下図参照)

- 「広報しもつま」は、原則として毎月10日に発行しています。オールカラーで13,700部作成し、市内のご家庭に各戸配布しているほか、市の施設や駅、ショッピングセンターなどにも置いています。各ページの最下段に広告枠を設けています。
- 「窓口用封筒」は、市民課などの窓口で使用している封筒の裏面に、広告枠を設け、今後使用が見込まれる20,000枚から印刷します。広告枠は3枠で受け付け順とします。
- 「市ホームページ」への広告掲載は「バナー広告」とし、掲載位置はトップ画面の中で市が指定した位置となります。

広告の位置、規格および掲載料

種類	位置	規格	回数又は月数	掲載料
1 広報しもつま	最下段(表紙および最終面を除く)	通し枠 (42mm×178mm)	1回	15,000円
			連続3回	43,000円
			連続6回	80,000円
			連続12回	150,000円
2 窓口用封筒(1枠)	封筒裏面に印刷	60mm×85mm	1回	8,000円
			連続3回	23,000円
			連続6回	42,000円
			連続12回	80,000円
3 市ホームページ	広告の掲載位置は、市ホームページのトップ画面で、市の指定する位置とする。表示方法は、「バナー広告」とする。			掲載した封筒の使用完了まで配布 20,000枚×@4.0円から受付
	規格(1枠)	縦43ピクセル、横138ピクセル、 8KB以内、GIF形式(アニメーション可) またはJPEG形式	1月	15,000円
			連続3月	43,000円
			連続6月	80,000円
			連続12月	150,000円

申込資格

住所または事業所を有する市町村の市町村税を滞納していないもの。
 ※「下妻市広告掲載の取扱いに関する要綱第3条」に定められた広告(公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなど)は掲載できません

申込締切

平成30年2月9日(金)まで

申込方法

広告掲載申込書に、下記の添付書類を添えて、お申し込みください。
 ○添付書類
 ・広告原稿(案)
 ・住所または事業所を有する市町村の市町村税の滞納がないことを証する書類(市内に住所または事業所を有する場合を除く)
 ※広告掲載申込書は、市役所秘書課(本庁舎2階)に用意してあります。また、市ホームページからダウンロードできます

申し込み・問い合わせ 秘書課 ☎43-2112
 FAX 43-1960



市ホームページ 有料広告掲載

有料広告欄